

平成 20 年 12 月 18 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執行役社長 林 朝則
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 IR・広報部 高中 直幸
(T E L. 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

米国 ITC 行政判事、特許侵害デジタルテレビ製品の 米国向け輸入に対して排除命令を勧告

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下当社）は、当社及びフナイ・コーポレーション（Funai Corporation, Inc.）が Vizio、TPV、Amtran、Proview、Syntax-Brilliant 等を被告として、当社の保有する米国特許第 6, 115, 074 号の侵害について提訴していた案件について、米国国際貿易委員会（International Trade Commission、以下 ITC）の行政判事が救済及び保証金に関する勧告決定（11 月 25 日）および公開（12 月 16 日）を行いましたのでお知らせします。

平成 20 年 11 月 17 日に下された仮決定（11 月 19 日、当社プレス発表）において、行政判事は、Vizio、Ölevia、Proview、AOC、Envision 等のブランドの特定のモデルが当社の保有する米国特許第 6, 115, 074 号を侵害すると判断しています。これに基づき、行政判事は、次のとおり勧告いたしました。

- ・ ITC が被告らに対して、侵害品を米国内へ輸入することを禁ずる排除命令（exclusion order）を下すこと
- ・ ITC が被告らに対して、侵害品を米国内で販売及び流通することを禁ずる停止命令を下すこと
- ・ ITC が被告らに対して、大統領による検証が行われる期間中（最終決定後 60 日以内）に侵害製品を輸入する場合、当該製品価格の 100%を保証金として供託するよう命じること

行政判事の仮決定は、委員会全体により検討され、最終決定が 2009 年 3 月末までに下される見込みです。

当社は、今後も他社の知的財産権を尊重する一方で、当社の権利の侵害者に対しては、引き続き積極的に権利保護のために対処していく所存です。当社は、デジタルテレビ関連特許に関して、20社を超える会社にライセンスしております。当社の関連特許には、ATSC規格（*1）に関する特許やその他のデジタルテレビ関連特許が含まれています。米国連邦通信委員会規則では、米国内で販売されるテレビはすべてATSC規格に準拠することが求められています。

*1 米国にて使用されているデジタルテレビ・システムは、Advanced Television Standards Committee (ATSC)が策定する規格により示されております。

◆ 係争中の被告11社は下記のとおりです。

Vizio, Inc. (前V. Inc.) (米国)
Amtran Technology Co., Ltd (台湾)
Proview International Holdings, Ltd. (香港)
Proview Technology (Shenzhen) Co., Ltd. (中国)
Proview Technology, Inc. (米国)
TPV Technology, Ltd. (香港)
TPV International (USA), Inc. (米国)
Top Victory Electronics (Taiwan) Co., Ltd (台湾)
Envision Peripherals, Inc. (米国)
Syntax-Brilliant Corporation (米国)
Taiwan Kolin Co., Ltd (台湾)

プレスリリース記載の情報は、発表日現在の情報です。予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

以上